

Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law IP News Bulletin

日本語版 2025年9月号

[日本語版ニュースレターバックナンバー](#)[英語版Newsletterバックナンバー](#)

<このニュースレターは、名刺を頂いた方あるいは当所のデータベースにメールアドレスが登録されている方にお送りしています>

トピックス

- 園田・小林からのお知らせ
 - 知財・情報フェア&カンファレンスへのご来場御礼
- 日本国特許庁に関するニュース
- 中国特許庁に関するニュース
- Meet Our Members!
 - 技術部 電気・機械部門 外内グループ サブグループリーダー 仙波 和之
- まいちゃん先生の弁理士一直線 (新コーナー)

1. 園田・小林からのお知らせ

1-1. 2025 知財・情報フェア&カンファレンスに出展いたしました

弊所は、9月10日（水）～12日（金）の3日間にわたって、東京ビックサイトで開催され、累計15,207名が来場した「2025 知財・情報フェア&カンファレンス」に出展いたしました。

多くの方々に弊所ブースにお越し頂き、盛況のうちに終えることができました。ご来場頂いた皆様には心より感謝申し上げます。

日頃よりご愛顧頂いているお客様、新たにご興味を持って頂いて弊所にお立ち寄り頂いた皆様とお話する機会が得られ、大変有意義な時間となりました。皆様よりお寄せ頂いた貴重なご意見を参考に、より一層サービスの向上を目指し、所員一同研鑽を重ねて参ります。

2. 日本国特許庁に関するニュース

2-1. 特許庁ウェブサイトにて「特許・実用新案審査基準」のHTML版が公開されました

従来はPDF形式のみで提供されていた「特許・実用新案審査基準」が、ユーザーサービスの向上を目的として、特許庁ウェブサイトにてHTML形式でも公開されました。HTML版は、視認性や検索性に優れており、従来のPDF版と比べて、より快適にご利用頂けます。今後の調査・業務に是非お役立てください。

●特許庁ウェブサイト：[特許・実用新案 審査基準](#)

[HTML版イメージ]

2-2. 特許庁がグリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI) を更新しました

特許庁が公開する、GXTI (Green Transformation Technologies Inventory) が2025年7月1日付で更新されました。

GXTIは、グリーン・トランスフォーメーション (GX) に関する技術を俯瞰するために、2022年6月に特許庁が作成した技術区分表であり、各技術区分に含まれる特許文献を検索するための特許検索式も併せて公開するものです。

特許検索式には、国際的な検索インデックスである国際特許分類 (IPC) が使用されており、今般、特許庁は最新のIPCに合わせて、GXTIを更新しました。

GXTIは、各技術区分に対応した検索式が特許庁により整備されており、関連特許の抽出や分析において有用なツールとなっています。今後のGX関連の取り組みに、是非ご活用ください。

●特許庁ウェブサイト

[GXTIの概要 | 経済産業省 特許庁](#)

[グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 \(GXTI\) | 経済産業省 特許庁](#)

※当所では、各種調査（無効調査、FTO調査等）や、特許情報分析等のIPランドスケープ支援も行っております。特に、ご予算や調査内容、結果の利用目的等に応じて、調査範囲のご提案や、調査結果の分析、分析結果を用いての検討会等、お客様のニーズに沿った対応が可能ですので、お気軽にご相談ください。

●お問い合わせ先：DCS@patents.jp 又は <https://www.patents.jp/ja/contact/>

2-3. 改正意匠法施工後の意匠登録出願動向について

令和2年4月1日に、特許法等の一部を改正する法律が施行され、意匠法において、新たに画像、建築物、内装の意匠を保護できるようになりました。また、関連意匠制度も拡充され、本意匠の意匠公報発行後も関連意匠の出願が可能となりました。

意匠法改正特設サイトにて、改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向が更新されました。

1. 新たな保護対象についての意匠登録出願件数

(令和7年8月1日時点で取得可能なもののみ)

	画像	建築物	内装
意匠登録出願件数	7,404	1,995	1,294

2. 新たな保護対象についての登録件数

(令和7年8月1日時点で取得可能なもののみ)

	画像	建築物	内装
登録件数	5,653	1,582	920

上記1. の意匠登録出願件数には現に審査中のものも含まれており、上記登録件数/上記意匠登録出願件数が登録率となるわけではありません。

3. 関連意匠についての意匠登録出願件数

(令和7年8月1日時点で取得可能なもののみ)

本意匠の公報発行前の出願	17,609
本意匠の公報発行後の出願	4,327

●[令和元年意匠法改正特設サイト | 経済産業省 特許庁](#)

※当所は意匠登録出願の代理も行っております。是非ご相談ください。

●お問い合わせ先：DCS@patents.jp 又は <https://www.patents.jp/ja/contact/>

3. 中国特許庁に関するニュース

3-1. 特許登録率が継続的に低下、登録された特許の件数が28%減少

CNIPA (中国国家知識産権局) が公表したデータによると、中国における発明特許の登録率は、2025年1月～6月の平均で、55.32%でした。(発明特許の登録率は、登録件数を審査件数で割った値で算出)

中国国内で登録された発明特許の件数は、前年同期比で27.75%減少しました。科学研究機関に対する登録件数は21.66%、大学に対しては26.65%、個人は46.98%、企業は28.32%減少しており、全体として減少傾向です。

発明特許および実用新案の登録件数が、前年を下回る状態が続いており、発明特許の拒絶率は今年の最高値に達しました (6月時点)。CNIPAの直近の方針によれば、発明および実用新案の登録率は引き続き低下する見込みです。

さらに詳しい情報は、[こちら](#)をご覧ください (中国語のみ)。

4. Meet Our Members!

一本号では技術部 仙波 和之をご紹介しますー



仙波 和之

技術部 電気・機械部門 外内グループ サブグループリーダー

大学卒業後、通信会社に入社し、システムエンジニア、法人営業、サービス開発などの業務を経験しました。これらの業務に従事する中で弁理士資格を取得し、知的財産部門へ異動しました。知財部在籍中は、社内講習・発明発掘をはじめとして、特許出願・維持管理、特許調査、職務発明、渉外など、企業知財部としての業務を幅広く経験しました。2016年5月に当事務所に入所しました。

Q1:業務上心がけていることは何ですか？

特許出願から権利存続期間満了までの流れの中で、自分が手掛けた特許がその後どのように活用されるかを意識しています。例えば、標準必須特許のライセンス活動に組み込まれることが予想されるならば、クレーム作成の際には、規格から外れないような文言の選び方に注意します。個人的には、特許侵害訴訟で「勝てるクレーム」を意識しています。話題の『鬼滅の刃』に例えれば、「刀鍛冶」の気持ちでしょうか。柱 (特許権者) の鬼退治 (権利行使) に役立つような刀を提供したいですね。

Q2:園田・小林で働いていかがでしょうか？

当事務所に入所して以来、所員一人ひとりの能力が高く、また、自律的に仕事をしているという印象を持っています。雰囲気的にも制度的にも、とても自由な職場です。所員の皆さんが真面目であるからこそ、自由でありながらも生産的な環境が実現しているのだと感じています。

特に近年は当所に入所するメンバーが増えてきました。メンバーがそれぞれの得意分野を持っているので、事務所全体で幅広く案件に対応できる体制ができていると思います。

Q3: プライベートの過ごし方を教えてください。

山登りが好きで、休日には山に出かけることが多いです。

有名どころの山に遠出するよりも、東京近郊の山の魅力を探るのが好きで、例えば、神奈川県丹沢山地の大倉尾根という登山道をよく歩きます。単調な登りが続くことから「バカ尾根」とも呼ばれる道ですが、同じ道でも、季節の移り変わりなど、行くたびに新たな発見があります。逆に、百名山にいくつ登ったとか、登山歴でマウンティングするのは苦手です。



Q4: これからの課題は何でしょうか。

最近のAIの急速な進歩により、弁理士としての業務の効率化だけでなく、弁理士に期待される業務内容も大きく変化してくださると思っています。新しい知識や技術を業務に積極的に取り入れていくことで、より一層クライアントに役立つ仕事を目指しています。

5. まいちゃん先生の弁理士一直線

今回新コーナーを立ち上げました。コラム的な感じで気楽に読んで頂けるコーナーにできたらいいなと思っています。

このコーナーでは、弁理士試験の勉強をされている方の参考になる情報をご紹介します。と思っています。



第一回目の今回は、審査基準の利用方法です。

上記1. 1で審査基準のHTML版が公表されたことをご紹介しましたが、これは受験生にとっては有難いニュースになるのではないかと考えます。とても検索しやすくなりました。

条文以外で目を通した方がよい資料としては、工業所有権法逐条解説（いわゆる青本）がありますが、審査基準はそれに次ぐ資料と言えます。受験勉強の王道ですね。

でも、審査基準をそのまま読みましょう、覚えましょう、というのはなかなか難しいのではないかな、と思います。もちろん、特許出願等を通常の業務とする者にとっては、実務上とても役立つものなので、一度は目を通したいところではあります。受験勉強に特化して考えると、基本的には、

①（問題や解説等で）出会ったときに、審査基準の該当箇所を探して、元ネタに当たる

② 周辺情報を拾う、類似の事例が列挙されている場合などはそれらも見ておく

③ ここにこんなことが書いてある、ということ把握しておく

④ できれば覚える（参考書等にそのまま覚えましょう、とある場合等）

という順で、勉強していくのが良いのではないかと思います。

特に①は絶対です！忙しくても、隙間時間でもいいので、必ず元ネタに当たってきましょう！

これはどんな情報も同じです。過去問も、答練も、参考書も、講座も、解いているだけ、読んでいるだけ、聞いているだけでは、半分程度の勉強にしかありません。時間が許す限り、元ネタに当たってきましょう！

では、何故、元ネタに当たった方がいいのか？

記憶というのは、ただ一つの事柄を覚えるよりも、いろいろな情報と絡め合った方が、記憶に残り易く、後から取り出しやすい傾向があるためです。

そのため、回答や解説、参考書の記載等を単に覚えるのではなく、上記①をすることで、

・関連する条文にも触れることができる（この条文とこの審査基準、というリンクができる）

・審査でどんなふうに取り扱われるのか、という現実の事象ともリンクする（実務をやっている人は、実務とリンクする）

・情報を探しに行った、という行動自体が記憶に残る

など、覚える負担がかなり軽減され、身に着いた知識になりやすくなります。

また、もし四法対照条文集等に情報を一元管理している人は、覚えておいた方がよさそうな審査基準の記載は、その部分だけ印刷して条文集に挟んでおくといいでしょ。

今回は以上です。次回もお楽しみに。

弁理士 [関根真衣](#)

園田・小林弁理士法人ご紹介

園田・小林弁理士法人は、国際化が急速に進展する産業界において、最も信頼されるリーガルサービスを提供することを目標に園田吉隆弁理士と小林義教弁理士によって1998年に設立されました。弊所は12の国籍、10の使用言語を有する多国籍の約120名の所員からなる極めて国際的な専門家集団です。依頼者との意思疎通を重視し、事務所内外に対するオープンな雰囲気は創業以来の伝統です。

国内外における専門性と信頼度の高い知財サービスを提供する、真に頼りになる特許事務所を目指し、日々研鑽を重ねてまいります。

●東京 (TOKYO)

園田・小林弁理士法人

東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビルディング34階

代表 mailbox@patents.jp

カスタマーサポートチーム DCS@patents.jp

●中国 北京 (BEIJING)

北京代表処 (Beijing Office)

Beijing Fortune Bldg., Suite 804-805

5 Dong San Huan Bei Lu Chaoyang District

Beijing 100027, China

ニュースレターの配信を希望しない方は、お手数ですが以下の [Unsubscribe from the list](#) をクリックしてください。

[update your preferences](#) or [unsubscribe from this list](#).

Copyright © 2025 Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law. All rights reserved.

